

●香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年11月17日

香川県監査委員 宮本欣貞
 同 都村尚志
 同 鍋嶋明人
 同 仲山省三

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>(1) 手当の支給について</p> <p>ア 超過勤務手当について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（中央病院）</p> <p>イ 有害物等の取扱に係る特殊勤務手当について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（中央病院）</p> <p>ウ 通勤手当について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（丸亀病院）</p> <p>(2) 旅費等について</p> <p>ア 県外旅行命令簿について、請求印が押印されていなかった。（中央病院）</p> <p>イ 依頼旅費について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（津田診療所）</p> <p>(3) 物品、財産について</p> <p>ア 郵便切手類受払簿について、切手の受払いがその都度、登記されておらず、また、企業出納員の押印がされていなかった。（中央病院）</p> <p>イ 小口現金について、管理が十分</p>	<p>平成21年7月に収入済みである。</p> <p>平成21年7月に収入済みである。</p> <p>平成21年7月に収入済みである。</p> <p>旅行命令簿に請求印を押すよう改めた。</p> <p>平成21年6月に収入済みである。</p> <p>受払いの都度、受払簿に登記するとともに、企業出納員が確認し押印するよう改めた。</p> <p>小口現金を使用した場合、速やかに同</p>

	<p>でないものがあった。(中央病院)</p> <p>ウ 預り金整理簿について、記帳及び整理が十分でなかった。(中央病院)</p> <p>エ 資金前渡を受けた研修参加資料代について、前渡金精算書及び物品購入調書を作成していないものがあった。(丸亀病院)</p> <p>(4) 未収金、収入について</p> <p>ア 行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、徴収漏れのものがあった。(中央病院)</p> <p>イ 医業未収金の延納(分納)誓約書について、医療費及び支払計画欄が空欄のままになっているものがあるので、延納(分納)誓約書の記載について滞納者への指導を徹底する必要がある。(中央病院)</p> <p>ウ 行政財産の目的外使用に伴う管理諸経費について、算定金額が正確でないものがあった。(津田診療所)</p>	<p>額を補充することとした。</p> <p>摘要欄への記載を確実にを行うよう徹底するとともに、事項ごとに区分していた医事課分の整理簿を一つにまとめ分かりやすくした。</p> <p>直ちに必要書類を作成した。</p> <p>平成21年6月及び同年7月に収入済みである。</p> <p>医療費及び支払計画欄への記載を必ず滞納者に求めることとした。</p> <p>正当額との差額分を平成21年6月に収入済みである。</p>
--	--	---